

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

令和7年3月31日

横 手 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				山内	無	R2年度 ～ R6年度	新処地区農地・水環境保全会
○				平鹿	無	R5年度 ～ R9年度	醍醐地区活動組織
○				平鹿	無	R4年度 ～ R8年度	樽見内地域農地・水・環境保全組織
○				平鹿	無	R5年度 ～ R9年度	浅舞地区活動組織
○				大雄	無	R2年度 ～ R6年度	田根森地区資源保全広域組織
○				横手	無	R4年度 ～ R8年度	横手市横手地域農地・水・環境保全組織
○				増田	無	R1年度 ～ R6年度	福島北原地域資源保全集団
○				雄物川	無	R1年度 ～ R6年度	矢神堰集落
○				大森	無	R3年度 ～ R7年度	大森地区環境保全集団
○				大森	無	R2年度 ～ R6年度	砂間内地区環境保全会
○				雄物川	無	R1年度 ～ R6年度	桑ノ木農地保全会
○				大森	無	R1年度 ～ R6年度	中ノ又地域環境保全組合
○				平鹿	無	R5年度 ～ R9年度	吉田地区活動組織